

## 【参考事例】

内容		著作権法第35条	授業目的公衆送信補償金制度 (本学申請済み)	著作権者の利益を 不当に害する
教科書等の著作物を複製（スキャン、コピー等）して、毎回の授業で少しずつ使用する	対面授業 (スクリーンに投影、配付)	その授業全体での利用量が結果として 小部分である場合	許諾不要・無償	-
		その授業全体での利用量が結果として 小部分ではなくなる場合	-	-
	遠隔授業 (Zoom上で履修者と共有する)	その授業全体での利用量が結果として 小部分である場合	(要許諾・有償) → 許諾不要・要補償金	-
		その授業全体での利用量が結果として 小部分ではなくなる場合	-	-
You Tube等、無償で一般公開されている動画の著作物を、授業で履修者に視聴させる	対面授業 (スクリーンに投影)	無償の著作物のため、許諾不要・無償。	-	-
	遠隔授業 (Zoom上で履修者と共有する)	利用量が小部分である場合	(要許諾・有償) → 許諾不要・要補償金	-
		利用量が小部分ではない場合	-	-
有償で公開されている動画の著作物を、授業で履修者に視聴させる	対面授業 遠隔授業	教員自身が月額利用している動画配信サービスの動画を授業で履修者に視聴させるのは、契約時の条件に拠ることとなるため、それぞれのサービスの利用規約等の確認が必要	-	-
LMSや学内サーバ(web-int)に著作物を保存して、履修者が自由にダウンロードもしくは閲覧できる	対面授業 遠隔授業	利用量が小部分である場合	(要許諾・有償) → 許諾不要・要補償金	-
		利用量が小部分ではない場合	-	-
電子メールで履修者に著作物を含む課題等を送信する	対面授業 遠隔授業	利用量が小部分である場合	(要許諾・有償) → 許諾不要・要補償金	-
		利用量が小部分ではない場合	-	-

※改正著作権法第35条は、「学校その他の教育機関」で「教育を担当する者」と「授業を受ける者」に対して、「授業の過程」で著作物を無許諾・無償で複製すること、無許諾・無償又は補償金で公衆送信（「授業目的公衆送信」）すること、無許諾・無償で公に伝達することを認めています。ただし、著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りではありません。

※「小部分」について、可能な限り具体的な目安を示すよう、国で検討しています。

※授業目的外で使用する（教員間の会議の際に著作物をメールやZoom等で配信や、オープンキャンパス等での模擬授業など）場合は、全て要許諾・有償となります。

※外国の著作物や、JASRACなどの権利者団体に加入していない者の著作物も、公衆送信補償金制度の範囲内となります。

※その他、著作物の使用に関して疑義が生じた場合は、個別にご連絡ください。関係機関に確認して後日回答します。

※参考「改正著作権法第35条運用指針」 <https://forum.sartas.or.jp/wp-content/uploads/unyoshishin2020.pdf>